

Ⅱ.エコアクション 21

1 エコアクション 21 ガイドラインの概要

エコアクション 21 は、中小事業者における環境への取組を促進するため、環境省が策定したガイドラインです。幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法を提供しています。

2 エコアクション 21 の特徴

(1) 中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的な PDCA サイクル

エコアクション 21 の PDCA サイクルは、14 の要求事項から構成されています。取組を進めることで、環境への取組と経営の融合、環境経営目標の設定と取組の実施、人材育成、環境面のコンプライアンス、成果の見える化など、様々な期待に応え得る組織体制の構築と運用を可能としており、経営力向上、組織の活性化を図ることができます。

(2) 環境経営レポートの作成・公表により活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進

環境経営レポートは、取引先、従業員、家族、自治体などへ自らが環境に配慮した事業者であることを PR するための最良のツールの一つであると言えます。また、環境経営レポートの作成を通じて様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信頼が高まり、自社の企業価値が向上します。

また、エコアクション 21 では、環境データなどの提供を事業者へ求め、それらのデータの集計・分析を中央事務局が行い、その結果を事業者へフィードバックします。これらのデータを自らの取組のベンチマークとして活用することが可能です。

さらに中央事務局は、集計・分析した環境データを取りまとめ、エコアクション 21 全体、業種別・規模別などの二酸化炭素排出削減量を公表するとともに、地域別データ、バリューチェーン別データを自治体などに提供します。

(3) 事業者の継続的な改善を支援する仕組み

エコアクション 21 に規定されている要求事項を踏まえ、時代の要請とともに変化する推奨事項、具体的な取組事例や環境経営レポートの優良な作成例を、中央事務局が随時作成し公表します。

また、認証・登録している事業者は、審査員より審査において様々な助言を得ることができ、より効果的な継続的改善を図ることも可能です。

3 環境経営システム

エコアクション 21 では環境経営システムの構築、運用、維持に関する 14 の要求事項を定めています。本手順を進めることで、全ての事業者が効果的で効率的な環境経営システムを導入し、発展させることが可能です。

14 の要求事項は、図 1 のとおり、計画の策定(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認及び評価(Check)、及び全体の評価と見直し(Action)の 4 つの段階に区分されます。

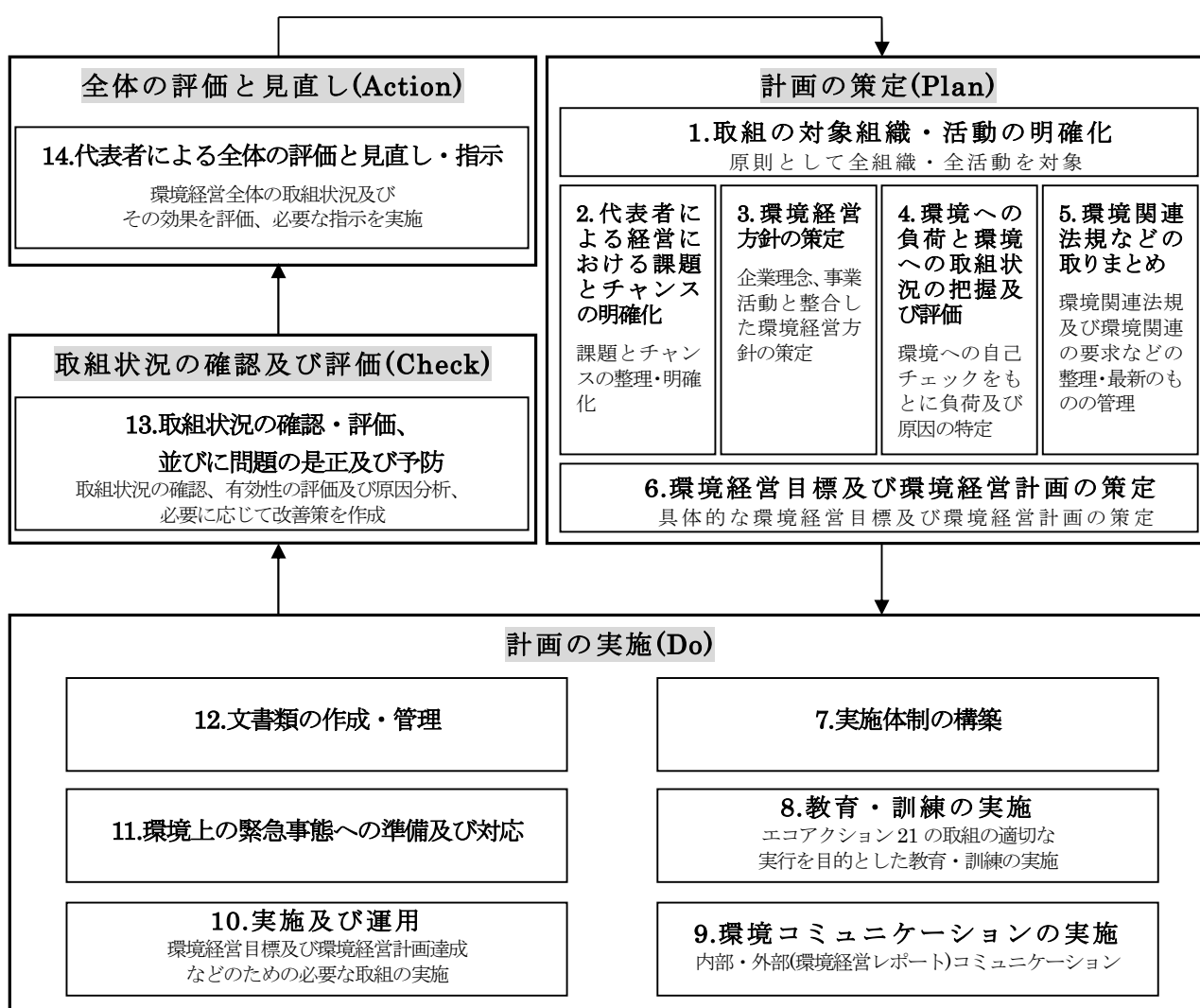


図 1 PDCA サイクルに基づくエコアクション 21 の 14 の取組項目(要求事項)

(1) 計画の策定(Plan)

【要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化】 組織は、原則として全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

【要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化】 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。整理と明確化にあたっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 事業内容
- ・ 事業を取り巻く状況
- ・ 事業と環境とのかかわり

【要求事項 3. 環境経営方針の策定】 代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 企業理念及び事業活動と整合させる。
 - ・ 経営における課題とチャンスを踏まえる。
 - ・ 環境への取組の重点分野を明確にする。
 - ・ 環境経営の継続的改善を誓約する。
 - ・ 適用される環境関連法規などの遵守を誓約する。
 - ・ 環境経営方針には、制定日(又は改定日)及び代表者名を記載する。
- 環境経営方針は、全従業員に周知する。

【要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価】 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」を基に把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目を把握する。

- ・ 二酸化炭素排出量
- ・ 廃棄物排出量
- ・ 水使用量
- ・ 化学物質使用量

初回登録時には、事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」を基に把握する。把握項目には、自社が提供する製品・サービスなどを含む。

【要求事項 5. 環境関連法規等の取りまとめ】 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求など、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

【要求事項 6. 環境目標及び環境経営計画の策定】 要求事項 2～5 を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。環境経営目標は可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。

- ・ 二酸化窒素排出量の削減
 - ・ 廃棄物排出量の削減
 - ・ 水使用量の削減
 - ・ 化学物質使用量の削減
 - ・ 自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
- 環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。環境経営目標及び環境経営計画は、毎年度及び要求事項 2～5 の大きな変更時に見直しをする。環境経営目標と環境経営計画は関係する従業員に周知する。

(2) 計画の実施 (Do)

【要求事項 7. 実施体制の構築】 エコアクション 21 を運用、維持し、環境経営を実践するために、代表者は以下の事項を実施する。

- ・ 効果的で必要十分な実施体制を構築する。
- ・ 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。
- ・ エコアクション 21 を運用し、維持するための経営資源を用意する。

【要求事項 8. 教育・訓練の実施】 エコアクション 21 の取組を適切に実行するために、以下の教育・訓練を実施する。

- ・ 全従業員を対象とした教育・訓練
- ・ 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練

【要求事項 9. 環境コミュニケーションの実施】 エコアクション 21 の取組を段階的に発展させるために、以下のコミュニケーションを実施する。

- ・ 組織内において、エコアクション 21 に関する内部コミュニケーションを行う。
- ・ 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う。
- ・ エコアクション 21 ガイドライン第 3 章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する。

【要求事項 10. 実施及び運用】 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施する。環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し運用する。

【要求事項 11. 環境上の緊急事態への準備及び対応】 環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施する。事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

【要求事項 12. 環境関連文書及び記録の作成・管理】 エコアクション 21 の取組を実施するために以下の 15 種類の文書類(紙又は電子媒体など)及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境への負荷の自己チェックの結果
- ・ 環境への取組の自己チェックの結果
- ・ 環境関連法規などの取りまとめ(一覧表など)
- ・ 環境経営目標
- ・ 環境経営計画
- ・ 実施体制(組織図に役割などを記したものでも可)
- ・ 外部からの苦情などの受付状況及び対応結果
- ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・ 環境上の緊急事態の対応に関する施行及び訓練の結果
- ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果
- ・ 環境関連法規などの遵守状況の結果
- ・ 問題点の是正処置及び予防措置の結果
- ・ 代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果
- ・ 環境経営レポート

組織が取組の際に必要なと判断した手順書。

(3) 取組状況の確認及び評価(Check)

【要求事項 13. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防】 環境経営システムに関する以下の項目の確認・評価を適切な頻度で実施する。

- ・ 環境経営目標の達成状況
- ・ 環境経営計画の実施状況
- ・ 環境関連法規などの遵守状況
- ・ 重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況

問題がある場合は是正処置を行い、問題の発生が予想される場合は、必要に応じて予防措置を実施する。規模が比較的大きな組織の場合は、内部監査を実施する。

(4) 全体の評価と見直し(Action)

【要求事項 14. 代表者による全体の評価と見直し・指示】 代表者は、定期的にエコアクション 21 に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境経営目標及び環境経営計画
- ・ 実施体制

4 環境情報を用いたコミュニケーション

エコアクション 21 に基づく環境経営の取組を適切、誠実に行的ても、そのことを取引先や地域住民、行政など、多くの人々に伝えなければ“環境に配慮した事業者”という評価を得ることはできず、組織のブランドや評判を高め、信頼を得ていくことはできません。また、環境経営の取組を従業員やその家族と協働して推進していくことは、会社の価値を共有するとともに、従業員の能力や意欲を高めることに繋がります。

環境経営レポートを作成し、公表することは、企業価値を向上させ、社会からの信頼を得るための必要不可欠な要素です。

さらに、エコアクション 21 では、二酸化炭素排出量の元データとなるエネルギー使用量など、環境データなどの提供を事業者へ求め、審査員はこの環境データを中央事務局へ報告します。中央事務局はこれらのデータの集計・分析を行い、その結果を「経営に資する環境データ」として事業者へフィードバックします。事業者はフィードバックされたデータを自らの取組のベンチマークとして活用することが可能となります。

あわせて中央事務局は、集計・分析した環境データを取りまとめ、エコアクション 21 全体、業種別・規模別などの二酸化炭素排出削減量を公表するとともに、地域別データ、バリューチェーン別データを自治体などに提供します。

これにより、パリ協定を踏まえ、更なる取組が要求される二酸化炭素排出量の管理・削減に対して、エコアクション 21 が効果的な取組であることを世の中に広く理解してもらいます。

(1)環境経営レポートの作成及び公表と活用

環境経営レポートは、自らの環境への取組を様々な利害関係者に伝え、信頼を得るための対話ツールです。単に環境経営レポートを作成するだけでなく、積極的に公表・活用して、事業者の環境への取組を応援する人々との協働の輪が広がることを目的としています。

①環境活動レポートの作成

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを定期的(原則毎年度)に作成する。

(イ)計画の策定(Plan)

- ・組織の概要(事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等)
- ・対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日
- ・環境経営方針
- ・環境経営目標
- ・環境経営計画

(ロ)計画の実施(Do)

- ・環境経営計画に基づき実施した取組内容(実施体制を含む)

(ハ)取組状況の確認及び評価(Check)

- ・環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価(実績には二酸化窒素排出量を含む)、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画
- ・環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

(ニ)全体の評価と見直し(Action)

- ・代表者による全体の評価と見直し

②環境活動レポートの公表

環境活動レポートを公表する。可能な場合はインターネットのウェブサイトに掲載する。

(2)エネルギー使用量など環境データの提供・活用

2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、エコアクション21が、二酸化炭素排出量削減活動などの環境経営の実効性を高め、環境配慮の促進を図る重要なツールの一つとして、位置付けられています。

また、事業者から提供されるエネルギー使用量などの環境データを集計・分析し、二酸化炭素の排出量削減効果を把握することで、エコアクション21の制度全体の価値が高まり、認証を取得している事業者の利益にもつながります。

本事項は、事業者から提供されたデータを集計・分析した結果を中央事務局が事業者「経営に資する環境データ」としてフィードバックすることにより、エコアクション21による二酸化炭素排出量削減活動の実効性を担保しながら、事業者の環境経営の改善を支援することを目的としています。

- ①事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量及び単位あたりの指標の算出に必要なデータを審査員に提供する。
- ②審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。
- ③中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する。